

産業廃棄物収集運搬業許可証

COPY

住 所 岩手県岩手郡雫石町西安庭第15地割54番地6

氏 名 有限会社東北オイルサービス 代表取締役 兼田 忠康

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

盛岡広域振興局長 高橋 達也



許可の年月日 平成30年 8月 6日

許可の有効年月日 令和 5年 8月 5日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う産業廃棄物（自動車等破碎物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

- ・汚泥
- ・廃油
- ・廃酸
- ・廃アルカリ
- ・廃プラスチック類
- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず
- ・がれき類

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの

無

以下余白

2. 許可の条件

以下余白

3. 許可の更新又は変更の状況

平成 5年 8月 6日 当初許可

平成10年 8月 6日 更新許可

平成12年 7月12日 事業範囲の変更許可（産業廃棄物の種類に廃アルカリを追加したこと。）

平成15年 8月 6日 更新許可

平成16年 5月26日 変更届出書受理（本店所在地を岩手県盛岡市湯沢18地割62番地1から変更したこと。）

平成20年 8月 6日 更新許可

平成20年10月22日 事業範囲の変更許可（産業廃棄物の種類に汚泥、廃酸、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、が（以下、裏面記載）

れき類を追加したこと。)

平成25年 8月 6日 更新許可

平成30年 8月 6日 更新許可

令和 3年 9月 22日 変更届出書受理 (代表取締役を熊谷祐治から変更したこと。)

以下余白

4. 積替え許可 (盛岡市の許可) の有無 無
以下余白

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無
以下余白

COPY